

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西尾市	西幡豆地区(西幡豆集落) 西幡豆町、鳥羽町、寺部町	令和5年3月23日	令和4年3月22日

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	186.9 ha
②地区内における中心経営体を含む担い手農業者の農地面積の合計	54.5 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地面積の合計	119.6 ha
④地区内における60才以上の農業者の自作農地面積の合計	55 ha
i うち後継者がいる農業者の自作農地面積の合計	17 ha
ii うち貸出意向のある農業者の自作農地面積の合計	21 ha
⑤地区内において中心経営体を含む担い手農業者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.5 ha
(備考) 地区の耕地面積の内、中心経営体を含む担い手農業者が継続的に営農をおこなう見込み農地が過半以下のため、令和2年度に実質化の取組をおこなった地区 ③～⑤の農地面積の合計は、令和2年度に実施したアンケート結果	

2 対象地区の課題

○区画が整理されている圃場も一部あるが、山間部に位置し、区画が小さく、集積が難しい。 ○利用権が設定されている農地も現状集約されておらず、耕作者が交錯しており、効率化が図られていない。 ○昭和50年あたりに、みかん園地のためパイロット事業などを行って圃場整備がされたこともあるが、かんきつ果樹栽培の衰退により、活用されていない場所がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地区の農地利用は、水稻を中心とした土地利用型農業と茶専作農家、施設園芸農家、露地野菜農業を並立し、地区全体で農地の有効利用を図り、中心経営体への利用集積を図る。
畦畔の多いところでは、中心経営体のみの農地管理が厳しいことから、所有者を含めた組織による管理方法等を模索する。
鳥羽地区の中心経営体が管理している水田の散在に対する農地の交換や作業委託等の集約方式の確立

(参考)中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
	(氏名・名称)	経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	茶専作	350a	茶専作	400a	西幡豆集落他
認農	B	茶専作	700a	茶専作	500a	西幡豆集落他
認農	C	水稻・麦・大豆	17300a	水稻・麦・大豆	19000a	西幡豆集落他
認農	D	茶専作	430a	茶専作	450a	西幡豆集落他
認農	E	菌床しいたけ	48000菌床	菌床しいたけ	54000菌床	西幡豆集落
認農	F	施設野菜	33a	施設野菜	40a	西幡豆集落
認農	G	施設野菜、水田作	140a	施設野菜、水田作	150a	西幡豆集落
認農	H	水稻	720a	水稻	1700a	西幡豆集落他
認農	I	施設花き	50a	施設花き	50a	西幡豆集落
認就	J	露地野菜	30a	露地野菜	60a	西幡豆集落
認農	K	果樹・露地野菜	200a	果樹・露地野菜	400a	西幡豆集落
認就	L	施設野菜	23a	施設野菜	23a	西幡豆集落
認農	M	施設野菜、水田作	100a	施設野菜、水田作	100a	西幡豆集落
計	13人					

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、それ以外の中心経営体は「その他」と記載しています。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現在から概ね5～10年後の意向を掲載しています。

注3:「経営面積」欄には、対象地区内における中心経営体の経営面積ではなく、西尾市内全体地区における経営面積を記載しています。

注4:農業を営む範囲に記載のある集落の後に「他」がつく農業者は、他地区においても中心経営体として、記載をしています。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○ 農地の貸付け等の意向

アンケートによる貸付け等の意向が確認された農地は、303筆、239,525㎡となっている。

○ 農地中間管理機構の活用方針

- ・地区として、農地の集積・集約に取り組む場合は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。